

No. 1184 (2022. 3.23)

## コロナ禍における地域銀行の経営課題

はじめに

### I コロナ禍における地域銀行の企業 金融支援

- 1 企業向け貸出状況
- 2 実質無利子・無担保融資（ゼロ  
ゼロ融資）

### II 地域銀行の経営状況

- 1 収益力の趨勢的な低下
- 2 経営の健全性の緩やかな低下

3 収益力の低下とその要因

### III 経営基盤強化に向けた方策

- 1 経営基盤強化に向けた環境整備
- 2 地域銀行の取組の現状
- 3 今後の課題

おわりに

キーワード：金融、地域銀行、経営統合

- 地域銀行は、低金利の長期化や人口減少等の構造的要因の影響から、厳しい経営状況が続いており、経営の持続可能性が懸念されている。
- 地域銀行の将来にわたる健全性の確保や収益性の向上を後押しするために、政府、日本銀行は、近年、様々な環境整備を行っている。
- 地域銀行は、時間軸を意識しながら各種制度を有効に活用し持続可能なビジネスモデルを構築すること、そして、地域経済の成長に貢献することが期待されている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

財政金融課 かじ ともみ  
梶 朋美

第 1 1 8 4 号

## はじめに

地域銀行<sup>1</sup>は、我が国における過半数の企業と取引関係にあり、特に中小企業の比率が高い地方圏においては、メインバンクとして企業の資金供給において重要な役割を担っている<sup>2</sup>。地域銀行は、低金利の長期化や人口減少等の構造的要因の影響から、厳しい経営環境に置かれており、経営の持続可能性が懸念されている<sup>3</sup>。地域銀行が地域経済で期待される役割を果たすには、経営の効率化とともに、収益源の多様化等を通じた持続可能なビジネスモデルの確立が急務とされる。本稿では、最初に、コロナ禍における地域銀行の企業金融支援をまとめる。次に、地域銀行における近年の経営指標を確認し、その悪化要因を示す。最後に、政府、日本銀行による地域銀行の経営基盤強化に向けた環境整備を紹介する。

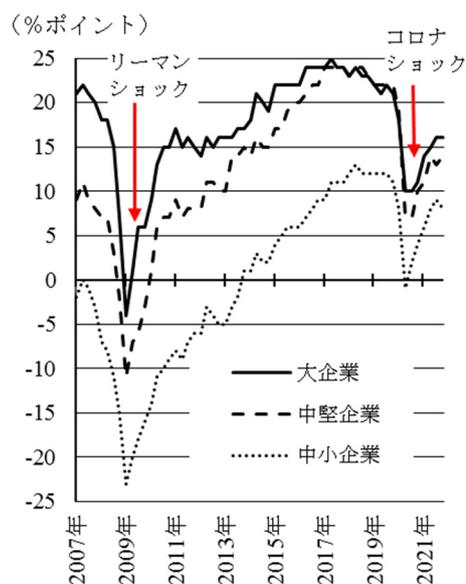
## I コロナ禍における地域銀行の企業金融支援

### 1 企業向け貸出状況

令和2(2020)年春以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い経済活動が大きく制限されたこと等から、我が国の経済は大きく落ち込んだ。日本銀行「短観(全国企業短期経済観測調査)」の資金繰りDI<sup>4</sup>を確認すると、売上高の急減等の影響から、企業の資金繰りは、同年3月以降、全企業規模において急激に悪化した。リーマンショック時と比較すると落ち込みの度合いは小さい(図1)。コロナ対応として、官民双方から強力な資金繰り支援策が実施されたことによるとみられる。

金融機関による貸出状況を確認すると(図2)、リーマンショック時には中堅・大企業向け貸出が専ら増加したのに対し、コロナ禍においては、中小企業向け貸出残高も大きく増加している。中堅・大企業に関しては、令和3(2021)年以降は手元資金の返済の動きが見られ、同年5月以降の貸出残高は前年同月比マイナスになっている。中小企業に関しては、同年春以降も、資金需要

図1 企業の資金繰り判断  
(「楽である」-「苦しい」)



\* 資本金10億円以上が大企業、同1億円以上10億円未満が中堅企業、同2千万円以上1億円未満が中小企業。

(出典) 日本銀行「短観(全国企業短期経済観測調査)」を基に筆者作成。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和4(2022)年3月4日である。

<sup>1</sup> 地域銀行は、特定地域を主要な営業地盤とする金融機関のうち、地方銀行(全国地方銀行協会加盟銀行、62行)と第二地方銀行(第二地方銀行協会加盟銀行、37行)を指す。これに、埼玉りそな銀行を含める場合もある。

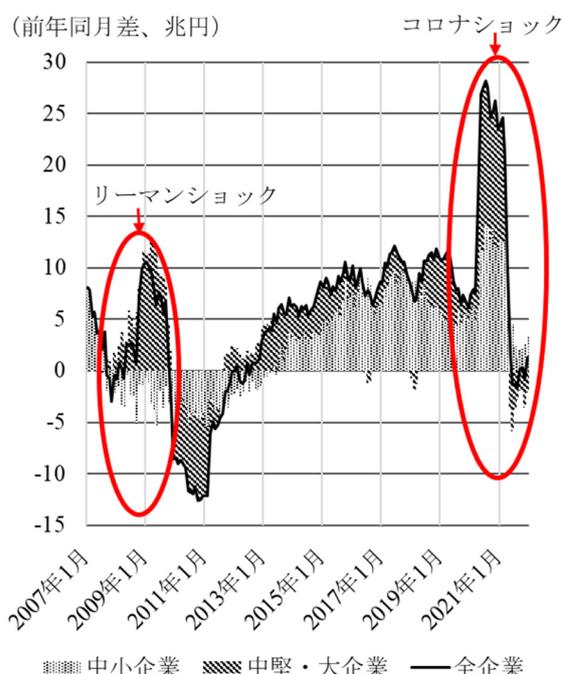
<sup>2</sup> 帝国データバンク「特別企画 全国企業「メインバンク」動向調査(2021年)」2021.12.15. <<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p211206.pdf>>

<sup>3</sup> 金融仲介の改善に向けた検討会議「地域金融の課題と競争のあり方」2018.4.11. 金融庁ウェブサイト <<https://www.fsa.go.jp/singi/kinyuchukai/kyousou/20180411/01.pdf>>

<sup>4</sup> 資金繰りが「楽である」と回答した社数の構成百分比(%)から、「苦しい」と回答した社数の構成百分比を引いたもの。

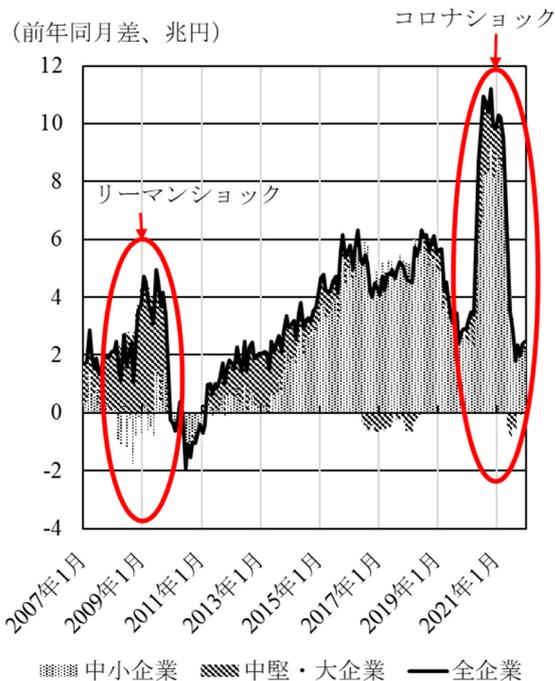
が根強い状態が続いている<sup>5</sup>。地域銀行の貸出状況を見ると（図3）、中小企業向け貸出残高の増加が著しい。地域銀行が、主な取引対象である中小企業の資金繰り支援を、積極的に行っていることが見て取れる。

図2 国内銀行の法人向け貸出



\* 金融機関を含む法人貸出が対象。個人企業を含む。銀行勘定、信託勘定、海外店勘定合計。末残。  
 (出典) 日本銀行「預金・現金・貸出金」を基に筆者作成。

図3 地域銀行の法人向け貸出



\* 金融機関を含む法人貸出が対象。個人企業を含む。銀行勘定。末残。地域銀行は地方銀行及び第二地方銀行（埼玉りそな銀行を含まない。）  
 (出典) 日本銀行「預金・現金・貸出金」を基に筆者作成。

新規の貸出に加えて、金融機関は、既往債務の貸付条件変更という形での資金繰り支援も行っている<sup>6</sup>。銀行について、令和2（2020）年3月10日から令和3（2021）年12月末までの実績を確認すると、72万件の返済猶予等の条件変更の申込みに対し99%の割合で応じている<sup>7</sup>。

## 2 実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）

コロナ禍における中小企業向け資金繰り支援は、民間金融機関による実質無利子・無担保融資（以下「ゼロゼロ融資」という。）によるところが大きい<sup>8</sup>。同制度は、コロナ禍で経営に打撃を受け、市町村等でセーフティネット保証4・5号、危機関連保証<sup>9</sup>のいずれかの認定を受け

<sup>5</sup> 日本銀行「金融システムレポート」2021.10, p.13. <<https://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/data/fsr211021a.pdf>>

<sup>6</sup> 金融庁は、金融機関に対し、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた事業者に対する既往債務の条件変更とその取組状況の報告を要請している。

<sup>7</sup> 金融庁「貸付条件の変更等の状況について（令和2年3月10日から令和3年12月末までの実績）」<<https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/kashitsuke/2112.pdf>>

<sup>8</sup> 実質無利子・無担保融資は、政府系金融機関が行う政府の施策として導入されていたところ、その業務がひっ迫したことから、民間金融機関が行う政府の施策としても導入された。事業規模は、政府系・民間合わせて約112兆円である（令和2年度第1次、第2次、第3次補正予算の合計。伴走支援型特別保証、経営改善サポート保証（コロナ枠）を含む。）。

<sup>9</sup> 信用保証協会は、一般的な用途で利用できる一般保証制度と、各種の政策目的別に別枠の保証制度を設けており、

て一定の条件を満たした事業者に対し、信用保証協会の保証付き制度融資<sup>10</sup>において実質無利子<sup>11</sup>・無担保及び保証料減免を行うというものである。民間金融機関によるゼロゼロ融資は、融資上限額 6 千万円<sup>12</sup>、融資期間 10 年以内（元本の据置期間は最大 5 年）、利子補給当初 3 年間という条件で令和 2（2020）年 5 月から令和 3（2021）年 3 月末（受付終了）まで実施された。

ゼロゼロ融資は、金融機関にとって与信リスクが相当程度抑えられる上、利子収入が得られるため、企業の資金繰り支援の強力な手段となった。加えて、日本銀行（以下「日銀」という。）も、金融機関への新たな資金供給手段（いわゆるコロナオペ）を導入するなど、金融機関による企業の資金繰り支援を後押しした<sup>13</sup>。これらの政策の効果もあり、民間金融機関によるゼロゼロ融資の実績は、約 137 万件・約 23 兆円に上った<sup>14</sup>。ゼロゼロ融資を含む信用保証協会の令和 2（2020）年度保証承諾実績は、約 195 万件（対前年同期比約 290%）・約 35 兆円（同約 393%）であった<sup>15</sup>。ゼロゼロ融資や各種給付金の支給を背景に、令和 3（2021）年の企業倒産件数は、6,030 件（対前年比▲22.4%）と低水準に抑えられた<sup>16</sup>。

---

それぞれに保証限度額を設定している。今般のコロナ禍においては、一般保証とは別枠となるセーフティネット保証及び危機関連保証が適用された。セーフティネット保証 4 号（①）は、幅広い業種に影響が出ている地域（全都道府県を対象に指定）の中小事業者が対象で、一般保証とは別枠で借入債務の 100%を保証する。セーフティネット保証 5 号（②）は、特に重大な影響が出ている業種（全業種を指定）の中小事業者が対象で、一般保証とは別枠で借入債務の 80%を保証する。危機関連保証（③）は、突発的に生じた大規模な経済危機や災害等の事象により著しい信用収縮が生じている全国・全業種の中小事業者が対象で、一般保証及びセーフティネット保証とは更に別枠で借入債務の 100%を保証する。認定の要件は、①が最近 1 か月間の売上高が前年同月比 20%以上減少等の場合、②が最近 1 か月間の売上高が前年同月比 5%以上減少等の場合、③が最近 1 か月間の売上高が前年同月比 15%以上減少等の場合である（認定基準の運用の緩和措置あり）。

<sup>10</sup> 中小企業が民間金融機関から円滑に資金を借り入れられるよう、各自治体が独自の政策支援（信用保証料や利率の補助等）を行い、民間金融機関・信用保証協会と連携して提供する融資。

<sup>11</sup> 事業者が負担する利子を、当初 3 年間は国の補助を受けた都道府県等が肩代わりし金融機関に対し支払うため、事業者にとっては無利子（3 年間）、金融機関にとっては有利子（融資期間）となる。

<sup>12</sup> コロナ禍の長期化に伴い、融資上限額が、3 千万円→4 千万円→6 千万円と引き上げられた。

<sup>13</sup> 詳細は、大森健吾「コロナショックと財政・金融政策」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1105 号, 2020.7.14. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11511177\\_po\\_1105.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11511177_po_1105.pdf?contentNo=1)> 参照。コロナオペのうちゼロゼロ融資に関するものは、その残高を限度に、期間 1 年以内・利率 0%で資金供給を行い、オペ利用残高に相当する当座預金に 0.1%の付利を行う等というものであった。令和 3（2021）年 3 月、日銀は金融政策の点検・修正を行い、コロナオペに関しては融資の性格（プロパー融資、ゼロゼロ融資等）別に短期政策金利の水準を加味した付利を行うというものに変更された（貸出促進付利制度）。同年 12 月には、コロナオペのうち中小企業向け資金繰り部分については、期限を半年間延長（令和 4（2022）年 3 月→同年 9 月）した上で、一部の対応が縮小されることとなった（日本銀行「当面の金融政策運営について」2021.12.17. <[https://www.boj.or.jp/announcements/release\\_2021/k211217a.pdf](https://www.boj.or.jp/announcements/release_2021/k211217a.pdf)>）。

<sup>14</sup> 令和 3（2021）年 9 月末時点速報値（内閣府「経済対策のフォローアップについて（令和 3 年 11 月 9 日経済財政諮問会議資料 2（金融政策、物価等に関する集中審議）の詳細版）参考資料」（国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和 2 年 12 月 8 日）の進捗状況）2021.11. <<https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/followup/followup07/sankou.pdf>>）

<sup>15</sup> 全ての種類の保証に関する実績であり、コロナ関連保証（ゼロゼロ融資等）はその内訳に含まれる（一般社団法人全国信用保証協会連合会「信用保証実績の推移」<[https://www.zenshinhoren.or.jp/document/hosho\\_jisseki.pdf](https://www.zenshinhoren.or.jp/document/hosho_jisseki.pdf)>）。このうち、セーフティネット保証 4 号や危機関連保証といった保証率 100%の承諾実績は、約 147 万件・約 27 兆円であり、全承諾実績の 76%（件数ベース）・77%（金額ベース）を占める（中小企業庁「信用保証協会別の保証実績（令和 2 年 04 月～令和 3 年 03 月）」<[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/hosho/jisseki/r2\\_all\\_2.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/hosho/jisseki/r2_all_2.pdf)> を基に計算）。

<sup>16</sup> 須田美矢子「数字は語る 22.4% 2021 年の倒産件数の対前年減少率（負債総額 1000 万円以上） 出所：東京商工リサーチ」『週刊ダイヤモンド』4910 号, 2022.1.29, p.23.

## II 地域銀行の経営状況

他方、地域銀行をめぐっては、近年、業績の低迷が続き、経営の持続可能性が懸念されている。地域銀行の経営状況について、近年の動向を確認する。

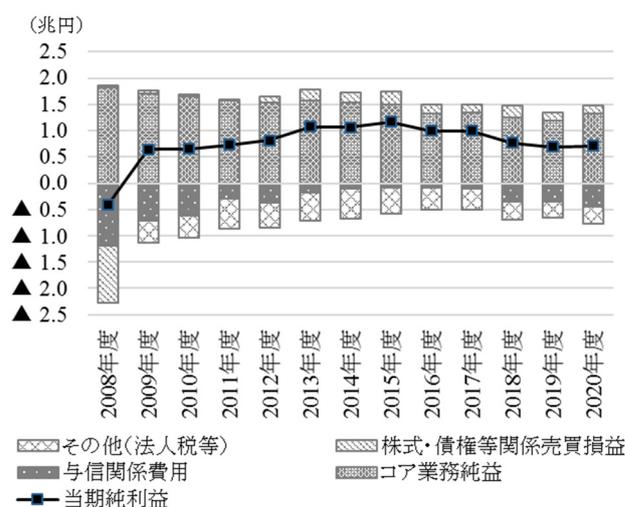
### 1 収益力の趨勢的な低下

地域銀行の当期純利益は、リーマンショック時の赤字以降は、与信関係費用<sup>17</sup>の減少が続いたこと等から、平成 27 (2015) 年度まで微増傾向が続いた後は、緩やかな減少基調となっている(図 4)。この間、銀行業務本来の実質的な収益力を表す「コア業務純益」<sup>18</sup>は、令和 2 (2020) 年度はやや増加したものの、一貫して減少傾向が続いている。その原因について、以下でやや細かく見ていくと、地域銀行の本業である貸出業務の収益力が低下している姿が浮かび上がる。

コア業務純益の減少の要因を、主な構成項目である資金利益(貸出や有価証券運用等の収支)、役務取引等利益(銀行サービスに係る手数料収入の収支)、経費(人件費、物件費等)から確認する。それぞれについて、ここ 10 年(平成 22 (2010) 年度と令和 2 (2020) 年度)の変化を見ると<sup>19</sup>、資金利益は 4.3 兆円から 3.6 兆円に減少(▲15.5%)しているのに対し、役務取引等利益は 4585 億円から 5458 億円に増加(19.0%)している。マイナス項目である経費は、3.2 兆円から 2.9 兆円に減少(▲8.3%)している。資金利益の減少を、役務取引等利益の増加と経費の削減では補えず、コア業務純益は、1.6 兆円から 1.3 兆円と約 2 割減少している<sup>20</sup>。

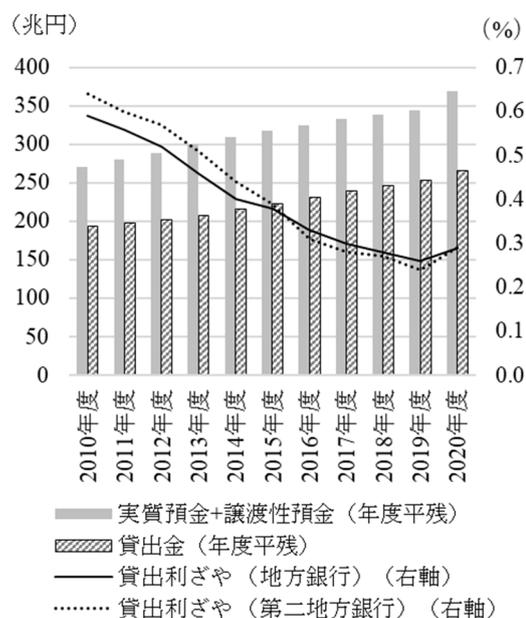
次に、資金利益が減少している原因について確認する。資金利益は、資金運用収益(貸出金

図 4 地域銀行の損益状況(銀行単体ベース)



\* 対象は地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行。  
 \*\* 2008年度の当期純利益は預金保険機構から足利銀行に実施された金銭贈与 2566 億円を除いている。  
 (出典) 金融庁「地域銀行の決算の概要」<[https://www.fsa.go.jp/status/ginkou\\_kessan/03.xlsx](https://www.fsa.go.jp/status/ginkou_kessan/03.xlsx)> を基に筆者作成。

図 5 地域銀行の貸出残高と貸出利ざや



\* 対象は地方銀行及び第二地方銀行。  
 (出典) 日本銀行「貸出・預金動向」; 全国銀行協会「付属表・参考表」『全国銀行財務諸表分析 2020 年度決算』を基に筆者作成。

<sup>17</sup> 与信関係費用とは、貸倒引当金や不良債権処理額といった与信(貸出等)に関する費用。

<sup>18</sup> コア業務純益は、銀行の本業(貸出、金融商品販売業務等)による収支から、経費(人件費、物件費等)を控除し、一時的な変動要因である国債等債券関係損益の影響を除いたもの。

<sup>19</sup> 金融庁「地域銀行の決算の概要」<[https://www.fsa.go.jp/status/ginkou\\_kessan/03.xlsx](https://www.fsa.go.jp/status/ginkou_kessan/03.xlsx)> の数値。

<sup>20</sup> 平成 22 (2010) 年度のコア業務純益の数値は、同上資料の実質業務純益の値から債券等関係損益の値を差し引いて求めた。

利息、有価証券利息配当金などから資金調達費用（預金利息等）を差し引いたものである。地域銀行では、資金運用収益の大半を、貸出業務から得られる貸出金利息が占めている<sup>21</sup>。地域銀行の貸出業務については、貸出金残高の増加傾向が続いているものの、貸出利ざや（貸出金利回り－資金調達原価）<sup>22</sup>は、おおむね減少基調が続いている（図5）。貸出残高の伸びを貸出利ざやの縮小が上回っているため、貸出業務の収支が悪化し、資金利益の減少が続いている状況である。

預貸業務の収益性悪化を背景として有価証券による資金運用の重要性が増しているところ、その前提となる運用環境も、長短金利差の急速な縮小によって悪化している。そうした中、地域銀行は、一定の収益を確保するため、国債等の低リスク資産から株式や外債等といった高リスク資産への分散投資を進めている<sup>23</sup>。その結果、一部の地域銀行において有価証券運用でのリスクテイクが経営体力やリスクコントロール能力と比較して過大になっていることから、金融庁は、近年警戒を強めている<sup>24</sup>。

## 2 経営の健全性の緩やかな低下

銀行は、経営の健全性を確保するために、リスクアセット<sup>25</sup>に対し、自己資本（資本金等）を一定の比率以上に保つことが求められている（自己資本比率規制）<sup>26</sup>。地域銀行の自己資本比率は、現在のところ、求められている最低基準（国際統一基準行8%、国内基準行4%）を上回っているものの、緩やかに低下している（表1）。

表1 地域銀行の自己資本比率の推移

	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
国際統一基準行	14.30%	14.28%	14.64%	14.10%	13.94%	14.01%	13.84%	13.28%	14.07%
国内基準行	11.2%	11.04%	10.50%	10.20%	9.86%	9.70%	9.47%	9.52%	9.70%

\* 対象は地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行。

\*\* 2021年3月期における国際統一基準行は11行、同国内基準行は90行である。

（出典）金融庁「地域銀行の決算の概要」<[https://www.fsa.go.jp/status/ginkou\\_kessan/03.xlsx](https://www.fsa.go.jp/status/ginkou_kessan/03.xlsx)> を基に筆者作成。

自己資本比率は、分母であるリスクアセット、分子である自己資本の双方から影響を受ける。現在の地域銀行の自己資本比率低下の主因は、貸出等のリスクアセットの増加に対して相対的に内部留保等の資本の蓄積（すなわち利益の蓄積）が進んでいないためであり、適切な収益性

<sup>21</sup> 令和2（2020）年度決算の場合、資金運用収益に占める貸出金利息の割合は、地方銀行で73.9%、第二地方銀行で79.9%である（全国銀行協会「第14表 経常収益主要項目の内訳」『全国銀行財務諸表分析 2020年度決算』<[https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/stats/year2\\_02/account2020\\_terminal/huzoku32.xls](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/stats/year2_02/account2020_terminal/huzoku32.xls)>）。

<sup>22</sup> 小倉義明『地域金融の経済学—人口減少下の地方活性化と銀行業の役割—』慶應義塾大学出版会，2021，p.2を参考に次の式で求めた。貸出利ざや＝貸出金利回り－資金調達原価。貸出金利回り＝貸出金利息／貸出金平残。資金調達原価＝（資金調達費用＋経費）／資金調達勘定平残。

<sup>23</sup> 「「攻め」のリスクテイクに耐え得る内部管理態勢の視点」『金融財政事情』3421号，2021.10.19，pp.17-19。

<sup>24</sup> 金融庁「地域銀行有価証券運用モニタリング 中間とりまとめ」2018.7.13.<<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20180713-1/20180713-1-2.pdf>>

<sup>25</sup> リスクアセットは、信用リスクアセット（各資産にリスクウェイトを乗じて得た額の合計額）、マーケットリスク（市場の動向による保有資産の価格変動リスク）及びオペレーショナルリスク（事務事故等で損失が生じるリスク）の総和。

<sup>26</sup> 銀行の自己資本比率規制は、バーゼル銀行監督委員会が国際統一基準を定めており（BIS規制）、国際的に活動する銀行（国際統一基準行）は自己資本比率8%以上、海外拠点を持たない銀行（国内基準行）は同4%以上であることが求められている。

が確保できていないことが自己資本比率低下の要因であると考えられる<sup>27</sup>。そして、このような収益力の低下が今後も続くと、地域銀行の経営の健全性に問題が生じることが懸念される<sup>28</sup>。

### 3 収益力の低下とその要因

前述1のとおり、地域銀行においては、貸出利ざやが低下し、主力業務である貸出業務の収益力が低下している。貸出利ざやの持続的な低下は、資金供給（預金）に対し、資金需要が弱い状況が継続しているためである。我が国では、預金超過（預金が貸出を上回る状態）が定着しており、預貸ギャップ（預金－貸出金）が緩やかに拡大している。

国内資金需要の伸び悩みやそれに伴う銀行の収益力の低下については、金融庁及び日銀ら複数の報告書が公表されているほか、研究者の様々な論考がある<sup>29</sup>。主として指摘されていることは、①長期にわたる超低金利環境の継続、②企業の資金調達構造の変化、③地方圏における人口減少、である。

①については、日銀による緩和的な金融政策が2000年代以降続いていることが背景にある。特に、量的・質的金融緩和の導入（平成25（2013）年4月）、日銀当座預金の一部に対するマイナス金利の適用（平成28（2016）年1月）は、銀行の貸出金利の決定基準となる市場金利を大きく低下させ、銀行収益の圧迫要因となった<sup>30</sup>。

②については、近年、我が国企業は財務体質の強化を図るため内部留保を増やし、借入依存度を低下させてきたことが知られている<sup>31</sup>。

③については、地域圏の人口減少が、労働の供給と財・サービスの需要の両面から、地域の企業活動や地域経済の縮小圧力となっている。細る資金需要をめぐって金融機関間の競争が激しくなり、貸出金利の過度な低下を招いている<sup>32</sup>。人口減少に伴う地域経済への下押し圧力は今後も強く、地方圏を主な経営基盤とする地域銀行にとっては、経営規模や収益力に負の影響が及び続けることが見込まれる。一般に、銀行業では人件費やシステム投資等の一定の固定費がかかることから、規模の経済性が働くとされ、銀行の貸出残高と経費の関係を見ると、貸出残高が大きくなるほど追加的な経費が逡減する<sup>33</sup>。このため、銀行の経営規模が小さくなると、地盤から得られる収益で固定費を賄えない地域が出てくること懸念されている<sup>34</sup>。

<sup>27</sup> 五藤靖人「新型コロナウイルスが金融システムの健全性に与える影響」2020.6.15, pp.8-10. 三菱UFJリサーチ&コンサルティングウェブサイト <[https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/06/cr\\_200615.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/06/cr_200615.pdf)>

<sup>28</sup> 金融仲介の改善に向けた検討会議 前掲注(3), pp.12-13.

<sup>29</sup> 同上; 日本銀行金融機構局「人口減少に立ち向かう地域金融—地域金融機関の経営環境と課題—」（金融システムレポート別冊シリーズ）2015.5. <<https://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/data/fsrb150529.pdf>>; 小倉 前掲注(22)等。

<sup>30</sup> 大森健吾「目で見る異次元金融緩和の成果と課題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1007号, 2018.5.24, p.9. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11095291\\_po\\_IB1007.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11095291_po_IB1007.pdf?contentNo=1)>

<sup>31</sup> 鈴木絢子「企業の内部留保をめぐる議論」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』836号, 2014.11.11. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8795835\\_po\\_0836.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8795835_po_0836.pdf?contentNo=1)>; 青山寿敏「内部留保とコロナ禍」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1145号, 2021.3.29. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11652273\\_po\\_1145.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11652273_po_1145.pdf?contentNo=1)>

<sup>32</sup> 地域銀行は、本店所在地のある地元だけでなく、近隣地域への貸出（越境貸出や県外貸出）を積極化している。尾崎道高ほか「地域銀行の越境貸出の動向」『日銀レビュー』2019-J-4, 2019.5. <[https://www.boj.or.jp/research/wps\\_rev/rev\\_2019/data/rev19j04.pdf](https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/rev_2019/data/rev19j04.pdf)>

<sup>33</sup> 大庫直樹「銀行と業務規制緩和（第3回）地域銀行と規模の重要性—広域化と事業サービス進出への進化—」『月刊金融ジャーナル』783号, 2021.4, pp.64-69.

<sup>34</sup> 金融仲介の改善に向けた検討会議 前掲注(3), pp.8-11.

### Ⅲ 経営基盤強化に向けた方策

人口減少や緩和的な金融政策等を背景とする経営環境の悪化は今後も継続する蓋然性が高く、地域銀行の既存のビジネスモデルや経営規模では、健全な経営を持続することは難しい。地域銀行の経営悪化は、金融仲介機能の低下や金融システムの不安定化をもたらし、地域経済に悪影響が及ぶ可能性がある。

地域銀行は、①経営効率性の向上、②資金利益の改善、③収益源の多様化（非資金利益の拡大）といった観点からの抜本的な経営改革を行うことが急務となっている<sup>35</sup>。①を実現するためには、店舗や人員の合理化や他行等との経営統合等<sup>36</sup>や業務提携を通じた経営資源の効率化といった方策がある。②のためには、適正な貸出金利の確保や有価証券運用等の高度化等が中心となる。③のためには、預貸業務以外にも、地域経済の再生や活性化といった地域の社会課題を解決し、地域銀行自身の収益源が広がるような事業の多角化・深化が必要となる。これら課題に対応し、地域銀行の将来にわたる健全性の確保や収益性の向上を後押しするために、政府、日銀は、近年様々な環境整備を行っている。

#### 1 経営基盤強化に向けた環境整備

##### (1) 同一地域内の合併等の特例

令和2（2020）年11月27日、「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」（令和2年法律第32号。以下「特例法」という。）が施行された（施行日から10年以内に廃止される時限立法）<sup>37</sup>。本法は、一定の基準<sup>38</sup>に適合する地域銀行同士の合併等<sup>39</sup>について、主務大臣による認可と事後の監督を受けることで独占禁止法（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号））の適用除外を認めるものである。

同一地域を地盤とする地域銀行同士の経営統合等では、経費節減効果が期待される一方で、

<sup>35</sup> 振り返れば、我が国の金融監督当局は、いわゆる「バブル経済」の崩壊に伴い発生した不良債権問題の解決と日本経済の再生を目指す中で、2000年代に入ると、地域金融機関（地域銀行、信用金庫、信用組合）の目指すべき方向性として「リレーションシップバンキング」の機能強化を掲げ、この理念の下、地域経済の発展と地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築のための取組を推進してきた。しかしながら、様々な要因からその取組が順調に推移してきたとは言いがたく、必ずしも十分な成果を挙げてきたわけではないという経緯がある。詳細は、観音寺命「日本型金融排除」への金融庁の取組—地域金融機関への取組等—『調査と情報—ISSUE BRIEF—』964号、2017.6.6。<[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10357669\\_po\\_0964.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10357669_po_0964.pdf?contentNo=1)>; 日下智晴「リレーションシップバンキング再考—地域金融機関の経営基盤強化のための方策—」『証券アナリストジャーナル』59(5)、2021.5、pp.16-27 参照。

<sup>36</sup> 銀行の経営統合方式には、①持株会社の設立、②子会社化、③合併がある（高澤美有紀「地域銀行の経営統合をめぐる論点」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1067号、2019.10.29、pp.2-3。<[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11376964\\_po\\_1067.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11376964_po_1067.pdf?contentNo=1)>）。

<sup>37</sup> 同上; 佐々木豪ほか「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律の概要」『公正取引』837号、2020.7、pp.45-52 参照。

<sup>38</sup> ①需要の持続的な減少により基盤的サービスの持続的提供が困難であること、②合併等による事業の改善が見込まれるとともにサービス提供の維持が図られること、③合併等により利用者に対して不当なサービスの価格の上昇等の不利益を生ずるおそれがあると認められないこと。

<sup>39</sup> 特例法における合併等は、①合併、②吸収分割、③共同新設分割、④共同株式移転、⑤事業の譲受け等、⑥株式の取得を指す（特例法第3条第1項各号）。

当該地域における市場シェアが高まり競争制約的な状況が生じ得る。しかし、将来にわたる基盤的サービス<sup>40</sup>の提供が難しい状況においては、競争の維持よりもサービス提供を維持することで、地域経済の活性化や地域住民の生活の向上が図られ、一般消費者の利益につながり得ると考えられる<sup>41</sup>。同法の認可を受けて合併等をする地域銀行は、主務大臣に提出する基盤的サービス維持計画において中小企業向けサービスや地域経済の活性化に資する取組について記載することが求められており、合併後はその実施状況について報告義務が課される。

## (2) 予防的な資本注入制度

令和2(2020)年6月、金融機関に対する公的資金の予防的な注入による支援策を定めた「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」(平成16年法律第128号。以下「金融機能強化法」という。)が、コロナ禍を受けて改正された(同年8月14日施行)<sup>42</sup>。改正の主な内容は、①公的資金の申請期限を4年間延長し(令和4(2022)年3月→令和8(2026)年3月)、②コロナ禍に関する特例を設けるものである。②については、コロナ禍の影響を受けた金融機関に対する資本注入の場合は、経営強化計画の実施期間を延長(3年→5年)し、数値目標や経営体制の見直し等を免除し、返済期限を一律には求めないこと等が規定されている<sup>43</sup>。

## (3) 特別当座預金制度

令和3(2021)年3月、日銀は、「地域金融強化のための特別当座預金制度」を3年間(令和2(2020)～令和4(2022)年度)の時限措置として導入した<sup>44</sup>。本制度は、地域経済を支えながら一定の経営基盤の強化等に取り組んだ地域金融機関<sup>45</sup>に対し、当該機関が保有する日銀当座預金残高(所要準備額を除く。)に対し追加で年+0.1%の付利(以下「特別付利」という。)を行うものである(令和3(2021)年11月に一部変更。後述)<sup>46</sup>。特別付利の対象となるのは、地域金融機関が、①収益力強化や経費削減によりOHR<sup>47</sup>を一定程度引き下げる等(以下「OHR

<sup>40</sup> 特例法では、銀行が提供する基盤的サービスとして、①銀行固有業務(預金の受入れ、資金の貸付け、為替取引等)に係るサービス、②付随業務の一部(債務の保証又は手形の引受け、ファイナンスリース業務等)、③その他の付随業務のうち銀行の取引先支援事業に係るサービス(コンサルティング業務等)、④信託契約代理業が規定されている。

<sup>41</sup> このような考え方は、同法第1条の法の目的に示されている。金融機関が過度な競争状態に置かれ続けた場合に起きる弊害については、金融仲介の改善に向けた検討会議 前掲注(3)参照。

<sup>42</sup> 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律」(令和2年6月19日法律第59号)あわせて、令和2年度第2次補正予算において、預金保険機構における金融機能強化勘定の政府保証枠が12兆円から15兆円に拡大された。

<sup>43</sup> これらの特例は、平成23(2011)年6月に東日本大震災を受けた金融機能強化法改正において措置された「震災特例」と同等のものである。

<sup>44</sup> 日本銀行「「地域金融強化のための特別当座預金制度」の導入について」2020.11.10。<[https://www.boj.or.jp/announcements/release\\_2020/rel201110a.pdf](https://www.boj.or.jp/announcements/release_2020/rel201110a.pdf)>; 同「「地域金融強化のための特別当座預金制度」の骨子に関する補足説明」2020.11.10。<[https://www.boj.or.jp/announcements/release\\_2020/rel201110b.pdf](https://www.boj.or.jp/announcements/release_2020/rel201110b.pdf)>

<sup>45</sup> 同制度の対象は、地域銀行(地方銀行及び第二地方銀行)、信用金庫(日銀の取引先)及び協同組織金融機関(日銀の取引先ではない信用金庫、信用組合、労働金庫、農・漁協等。ただし、それぞれの系統中央機関経由)。

<sup>46</sup> 日銀の当座預金は、補完当座預金制度(平成20(2008)年10月導入)に基づいて付利が行われている。現在は、基礎残高に年+0.1%、マクロ加算残高に年0%、政策金利残高に年▲0.1%の利率が適用されている。

<sup>47</sup> OHR(Over Head Ratio. 経費率)は、業務粗利益に対する経費の比率。銀行業務の効率性を示す指標で、損益分岐点を示している。

要件」という。) <sup>48</sup>、②経営統合<sup>49</sup>により経営基盤の強化を図る、のいずれかを満たした場合であり、①は各年度の要件充足を日銀が確認してから1年間、②は同3年間、特別付利が行われる。同制度が開始されたところ、多数の金融機関が同制度に参加し、またコロナ関連融資の増加等から日銀当座預金残高が急増したことから、特別付利の総額が当初の試算より大幅に増加する見込みとなった<sup>50</sup>。このため、日銀は、制度の適切な運営を確保する観点から、特別付利対象金額の上限を、コロナ禍における増加を除いたベース（対象先の令和元（2019）年度の当座預金残高（所要準備額を除く。）に平成29（2017）年度から令和元（2019）年度までの全当座預金取引先の当座預金残高の平均的な年間伸び率（104.9%）を乗じて得た金額）に引き下げた<sup>51</sup>。

#### （4）資金交付制度

令和3（2021）年5月、金融機能強化法が改正され、抜本的な事業の見直しを行う地域銀行等に対する時限的な支援措置（令和8（2026）年3月末まで）として「資金交付制度」が創設された（令和3（2021）年7月21日施行）<sup>52</sup>。同制度では、人口減少等の厳しい経営環境が予想され、経営統合等の抜本的な事業の見直しにより金融サービスを持続的に提供することが可能となると見込まれる地域銀行等が対象とされる<sup>53</sup>。交付される資金は、システム統合費用や業務の集約・共同化に要する費用などの臨時的又は一時的に負担する経費（物件費）<sup>54</sup>の一部とされ、経費の総額の3分の1又は30億円のいずれか低い額という上限が設けられている。財源は、金融機能強化勘定の利益剰余金である350億円が充てられる<sup>55</sup>。申請に当たっては、経営基盤強化のための計画を策定し、金融庁の審査を受け認定を得る必要がある。また、資金交付後5年間について、金融庁のモニタリングを受ける仕組みとされている。

#### （5）銀行の業務範囲規制等に係る規制緩和

銀行が営むことができる業務は、近年、社会経済情勢の変容等を背景として緩和されてきて

<sup>48</sup> 同制度で求められるOHRの改善率は、令和元（2019）年度決算の実績に対し、令和2（2020）年度が▲1%以上、令和3（2021）年度が▲3%以上、令和4（2022）年度が▲4%以上である。経費削減を実施したものの景気停滞などにより業務粗利益が減少しOHR要件を満たせない場合でも、経費削減率が一定比率以上（令和元（2019）年度決算の実績に対し、令和2（2020）年度は▲2%以上、令和3（2021）年度は▲4%以上、令和4（2022）年度は▲6%以上）であった場合には、要件充足とみなす。なお、同制度における経費は減価償却費及び預金保険料を除いたベースであり、業務粗利益は国債等債権損益及び投信解約損益と同制度から得られる利息を除くベースとされている。

<sup>49</sup> 合併、経営統合又は連結子会社化とされる（日本銀行「地域金融強化のための特別当座預金制度」の骨子に関する補足説明」前掲注(44)）。

<sup>50</sup> 「日銀、地銀8割が支援対象 金利上乘せ 1000億円規模」『日本経済新聞』2021.10.8.

<sup>51</sup> 日本銀行「地域金融強化のための特別当座預金制度の見直しについて」2021.11.16. <[https://www.boj.or.jp/announcements/release\\_2021/rel211116b.pdf](https://www.boj.or.jp/announcements/release_2021/rel211116b.pdf)> ただし、年度途中での見直しが金融機関経営に及ぼす影響に配慮し、令和3（2021）年度中は令和3（2021）年10月における各対象先の特別付利対象残高までの付利が行われる経過措置が設けられている。

<sup>52</sup> 「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第46号）による。

<sup>53</sup> 合併、会社分割等の複数の組織再編成形式が対象となる（金融機能強化法第34条の10各号）。経営統合等を伴わず、単独で経費削減を行う地銀等も、要件を満たせば（5年間で減価償却費などを除く経費の2割減等）対象となるが、日銀「特別付利制度」と比べハードルが高い（「金融庁 資金交付、単独行にも門戸 経費「2割減」が条件」『ニッキン』5001号, 2021.6.4）。

<sup>54</sup> 地域銀行等の経営統合等には経費節減効果が見込まれるものの、一時的に発生する多額の費用が障壁となっており、本制度は補助金による支援を行うものである（「政府、地銀再編へ補助金、システム統合支援、来年に法改正」『日本経済新聞』2020.11.13）。

<sup>55</sup> 金融機能強化勘定は金融機能強化法に基づき預金保険機構に設置されている勘定。利益剰余金は同法に基づき資本参加した金融機関からの配当収入の内部留保分。

いる<sup>56</sup>。令和3（2021）年の銀行法改正<sup>57</sup>では、デジタル化や地方創生の推進、企業支援の柔軟化等といった観点から次のような規制緩和が行われた。

第一に、①銀行の子会社・兄弟会社（銀行業高度化等会社）、②銀行本体、それぞれの業務が拡大された。①について、「地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務」を営む会社が追加された。これにより、銀行の創意工夫次第で、地方創生に関わる幅広い業務を営むことが可能となった。②について、銀行業の経営資源を活用して営むデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務が追加され、経営相談業務、自行アプリやITシステムの販売等が認められた。

第二に、銀行の出資を通じた企業支援を強化するため、投資専門会社経由による①ベンチャービジネス会社、事業再生会社及び事業承継会社（議決権100%出資可能）への出資要件等が緩和されるとともに、②非上場の地域活性化事業会社<sup>58</sup>に対する100%の出資が可能とされた。投資専門会社のハンズオン支援能力<sup>59</sup>を強化するため、コンサルティング業務等が追加された。

## 2 地域銀行の取組の現状

令和3（2021）年以降、上述のような施策を活用した地域銀行の経営統合等の事例が相次いでいる。同年5月には、共に三重県を地盤とする三重銀行と第三銀行が合併して、三十三銀行が発足し、日銀の特別当座預金制度の対象となった<sup>60</sup>。同年5月、共に青森県を地盤とする青森銀行とみちのく銀行が、令和4（2022）年4月の経営統合、令和6（2024）年4月の合併を目指す<sup>61</sup>と発表した。特例法に基づく経営統合を目指し<sup>61</sup>、資金交付制度の適用も申請する<sup>62</sup>。令和3（2021）年10月には、福井銀行が、福井県を地盤とする福邦銀行を子会社化した。福邦銀行は資金交付制度の適用第1号となり、約14億円が交付される予定である<sup>63</sup>。同年12月には共に名古屋を本拠地とする愛知銀行と中京銀行が、経営統合に向け協議に入った<sup>64</sup>。

収益力強化や経費削減の取組も進んでいる。特別当座預金制度においてOHR要件を達成し令和3（2021）年度上半期に特別付利の対象となった地域銀行は、86行（全体の約8割）に上る<sup>65</sup>。業務範囲規制の緩和を受けた動きとしては、地域商社や投資専門子会社・ファンドの設立

<sup>56</sup> 銀行の業務範囲は、他業リスクの排除や利益相反の防止といった観点から銀行法（昭和56年法律第59号）により規制されている。近年の規制緩和について、青木ふみ「銀行の業務範囲規制をめぐる経緯と論点」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1165, 2022.1.6. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11942360\\_po\\_1165.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11942360_po_1165.pdf?contentNo=1)> 参照。

<sup>57</sup> 脚注(52)の法律による改正。

<sup>58</sup> 事業の集約や再構築などにより地域経済を再生させる「面的再生」に取り組む企業。

<sup>59</sup> ハンズオン支援とは、出資先に専門家を派遣し、経営に関与した支援を行うこと。

<sup>60</sup> 「三十三銀 発足 日銀の金利優遇策対象に」『中日新聞』2021.5.2.

<sup>61</sup> 「株式会社青森銀行と株式会社みちのく銀行の経営統合に関する基本合意について」2021.5.14. 青森銀行ウェブサイト <[https://www.a-bank.jp/contents/acms/\\_upload/4e73dc314253087245c932b2a706767a.pdf](https://www.a-bank.jp/contents/acms/_upload/4e73dc314253087245c932b2a706767a.pdf)>

<sup>62</sup> 「青森銀1 みちのく銀0.46 新設持ち株会社株を割り当て」『日本経済新聞』（地方経済面 東北）2021.11.13.

<sup>63</sup> 金融庁「実施計画の認定について」2021.9.28. <<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20210928/20210928-1.html>>; 預金保険機構「資金交付契約の締結について」2021.10.6. <[https://www.dic.go.jp/katsudo/010\\_00036.html](https://www.dic.go.jp/katsudo/010_00036.html)>

<sup>64</sup> 令和4（2022）年10月に共同持株会社を設立し、令和6（2024）年をめどに合併を目指す<sup>65</sup>とされる（「愛知・中京銀が統合合意 来年10月、共同持ち株会社」『読売新聞』2021.12.11）。

<sup>65</sup> 日本銀行「地域金融強化のための特別当座預金制度に基づく特別付利の実施について」2021.11.26. <[https://www.boj.or.jp/announcements/release\\_2021/rel211126d.pdf](https://www.boj.or.jp/announcements/release_2021/rel211126d.pdf)>; 「実像 OHR改善に挑む(上) 低収益体質脱却へ、特別付利で“深掘り”進む」『ニッキン』5025号, 2021.11.19; 「OHR改善に挑む(下) 店舗・人員の削減が柱」『ニッキン』5026号, 2021.11.26.

等が相次いでおり、事業多角化の取組が顕在化してきている<sup>66</sup>。

### 3 今後の課題

現在、コロナ禍の長期化により過剰債務に陥っている企業もあり、ゼロゼロ融資等の本格的な返済が始まると、事業継続が困難になる企業が急増することが懸念されている<sup>67</sup>。全国銀行協会は、中小企業を対象とした民事再生によらない債務減免や再生計画策定等の「私的整理」手続の指針を策定し、令和4（2022）年春から運用を開始する<sup>68</sup>。地域銀行には、経営基盤の強化から生まれた経営余力を活用し、外部の専門家と連携した迅速かつ柔軟な企業再生支援が期待されている<sup>69</sup>。今後、私的整理における債務免除手続の円滑化のための法整備の検討が進められる見込みであり<sup>70</sup>、債権者保護の仕組み等に関して慎重な議論が求められる<sup>71</sup>。また、企業再生支援を進めるための枠組みの一案として、金融機関から事業再生に取り組んでいる企業の債権を買い取る公的な主体の創設も挙げられているが、そのような枠組みを設ける場合には、財源の手当てや公的融資<sup>72</sup>の取扱い等が重要な論点となろう<sup>73</sup>。

ポストコロナに向けては、日本社会全体において、デジタルトランスフォーメーションやサプライチェーンの再構築といった課題に対処することが重要とされる。テレワークの進展等により、東京圏への人口流入に歯止めがかかり、地方分散の動きも見られる。地域銀行においては、新たな事業機会を好機と捉え、取引先企業の事業再構築やデジタル化など前向きな投資を後押しし、地域経済の成長を積極的に支援することが期待されている<sup>74</sup>。

地域銀行は、地方圏において欠かすことのできない社会インフラであり、地域経済における重要な役割を担っている。そうした中、銀行による安定的なサービスの提供のためには、銀行が提供する金融サービスに関し、その費用と負担の構造を再考すべきとの見方がある<sup>75</sup>。具体的には、例えば、決済システムに関連した手数料体系の見直しが挙げられている。銀行口座の維持には一定のコストがかかるところ、我が国においては、一般に預金者に対する固定費（口

<sup>66</sup> 塩野谷亘「地域の魅力を発信する地方銀行の地域商社」『金融財政事情』3413号、2021.8.24、pp.30-33。

<sup>67</sup> 「倒産抑制 ひずみ蓄積 昨年、コロナ対策で57年ぶり低水準」『日本経済新聞』2022.1.10。

<sup>68</sup> 「中小企業の返済猶予で要件緩和 全国銀行協会の指針案が判明」2022.1.12. NHK ニュースウェブサイト <<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220112/k10013425811000.html>>

<sup>69</sup> 金融機関による企業への資本支援の必要性も指摘されている。令和5（2023）年3月末から適用を開始する新自己資本規制（パーゼル3）は、株式や劣後債のリスク評価をそれぞれ250%、150%に高める。ただし、コロナ禍における資本支援の取組の妨げにならないよう、主な国内基準行への同基準の適用は令和7（2025）年3月末に延期された（「地銀向け資本規制延期」『日本経済新聞』2021.11.28）。

<sup>70</sup> 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）p.38. <[https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2021/20211119\\_taisaku.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2021/20211119_taisaku.pdf)>; 「私的整理円滑化へ立法 経産省「全債権者の同意」不要に」『ニッペン』5025号、2021.11.19。

<sup>71</sup> 「企業「私的整理」で特別立法、政府検討案、債権者同意は過半に緩和、規律に課題」『日本経済新聞』2021.9.3。

<sup>72</sup> 政府系金融機関による融資や信用保証協会の保証付き融資（ゼロゼロ融資等）。

<sup>73</sup> 例えば、東日本大震災事業者再生支援機構（東日本大震災に伴い発生した二重債務問題への対応として設立）と類似した枠組みが考えられ得る（「ポストコロナの事業者支援—政府は私的整理円滑化のための法制整備を検討—」『金融財政事情』3432号、2022.1.25、pp.22-23; 「コロナ無利子・無担保融資、昨年末3割増42兆円、返済本格化で倒産増も」『日本経済新聞』2022.2.16）。

<sup>74</sup> 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」前掲注(70)は、地域金融機関に対し、面的・一体的に地域の中小企業のDX推進を含めた事業者支援機関としての支援能力を求めている。

<sup>75</sup> 山本謙三「急がれるビジネスモデルの転換」『月刊金融ジャーナル』772号、2020.6、pp.72-75; 中曾宏「マクロブルーデンス政策の新たなフロンティア」2017.11.29. 日本銀行ウェブサイト <[https://www.boj.or.jp/announcements/pr ess/koen\\_2017/data/ko171129a1.pdf](https://www.boj.or.jp/announcements/pr ess/koen_2017/data/ko171129a1.pdf)>

座維持手数料)は課されておらず、銀行収益の圧迫要因となっていると言われる<sup>76</sup>。このため、サービスに対する適正な対価として、口座維持手数料の導入が必要との意見がある<sup>77</sup>。

本稿では個別の地域銀行の経営課題について概観してきたが、社会全体としてのマクロの金融システムを考えた場合、地域銀行の経営努力のみでは解決できない課題もあろう。そもそも我が国の銀行セクターをめぐっては、1990年代中旬以降、不良債権問題が深刻化した頃から、「オーバーバンキング」論が提起されてきた<sup>78</sup>。これは、銀行によって提供されるサービスの供給量に対してサービスへの需要量が過少であるとの考え方であり、その一因として、銀行が受け入れている預金が過剰であることが挙げられている<sup>79</sup>。個別の銀行経営を考えると、何らかの方法で預金の流入を抑制して最適な資産規模を目指すことが望ましいと考えられる一方で<sup>80</sup>、我が国全体として考えれば、マクロの預金総量が減少するわけではないため、預金過剰の問題は解消されるわけではない<sup>81</sup>。そして、預金が過剰となっている背景をたどっていくと、我が国における家計の預貯金選好、企業の資金調達構造・投資行動、金融システムの構造、金融政策など、多岐にわたる論点があるとされている<sup>82</sup>。

## おわりに

地域銀行は、各種の構造的要因の影響から近年厳しい経営状況が続いているところ、コロナ禍においては企業の資金繰りを力強く支援し、地域経済を支える重要な役割を果たしている。ポストコロナに向け、地域銀行には、融資を中心とした金融仲介機能や為替等の金融サービスに加え、デジタル化や地方創生といった多様な地域社会の課題に対する総合的な支援力が求められる。そのためには、地域銀行は、時間軸を意識しながら各種制度を有効に活用し、経営基盤を強化することが重要とされる。その上で、地盤とする地域の実情やニーズを適切に反映した持続可能なビジネスモデルを構築し、地域経済の発展に貢献することが期待されている<sup>83</sup>。

個別の地域銀行の経営をめぐるとどまらず、銀行セクター全体としての適正な預金規模はどの程度なのか、また、その実現のためにどういった施策があり得るのかといった点も、

<sup>76</sup> 欧米諸国では、金融機関は各種手数料を徴収することで安定的な収益を確保している（日本銀行『金融システムレポート』2017.10, pp.56-60. <<https://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/data/fsr171023a.pdf>>; 同『金融システムレポート』2018.10, pp.96-98. <<https://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/data/fsr181022a.pdf>>）。

<sup>77</sup> 山本 前掲注(75) なお、口座維持手数料の導入に際しては各種手数料の課金体系を含めサービスの在り方を見直し、預金者の理解を得ることが重要であるとされる（廉了「銀行の手数料増強の背景と展望」『月刊金融ジャーナル』780号, 2021.1, pp.102-106）。

<sup>78</sup> 杉山敏啓「邦銀オーバーバンキング問題の再考察」『江戸川大学紀要』29号, 2019.3, pp.383-403.

<sup>79</sup> 銀行セクターの過剰（オーバーバンキング）の意味するところは研究者により様々であるが、金融機関数・店舗数、貸出能力、預金残高などを着眼点とするものが多い。

<sup>80</sup> 「止まらぬ銀行の収益力低下 小野有人・中央大学教授、過度な預金流入の抑制を、無理な融資拡大、誘因回避（経済教室）」『日本経済新聞』2018.6.27. また、資産運用に係るリスクを減らすためにも預金の削減を求める意見もある（「厳しさを増す地銀経営（下）鹿野嘉昭・同志社大学教授 自由化対応先送りツケ重く、預金・店舗網の削減検討を（経済教室）」『日本経済新聞』2018.10.2）。

<sup>81</sup> ちなみに、我が国における銀行セクターのオーバーバンキングについては、池尾和人慶應義塾大学名誉教授（故人）により、銀行の頭数が減るだけでは解消せず、キャパシティ（＝預金）が減らない限り解消しないとの指摘がなされている（池尾和人「統合を資産規模で語るのは時代遅れの証拠だ」『週刊東洋経済』5908号, 2004.7.31, p.40）。

<sup>82</sup> 杉山 前掲注(78)

<sup>83</sup> 金融庁「2021 事務年度 金融行政方針—コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ—」2021.8, p.5. <[https://www.fsa.go.jp/news/r3/20210831/20210831\\_allpages.pdf](https://www.fsa.go.jp/news/r3/20210831/20210831_allpages.pdf)>

重要な論点である。そのような、幅広い視点から我が国全体の金融システムや資金循環の在り方についての考察をこれまで以上に掘り下げるとともに、その過程で浮かび上がってきた知見を金融行政の舵取りに反映させていくための議論を深めることが、今強く求められている<sup>84</sup>。

---

<sup>84</sup> 杉山 前掲注(78); 野村総合研究所金融イノベーション研究部「家計金融資産とマクロ経済に関する研究会」事務局「「家計金融資産とマクロ経済に関する研究会」—報告書—」2018.8, pp.19-20. <[https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/news/info/cc/2018/180828\\_2.pdf?la=ja-JP&hash=27CCAD918051561DCAC11A2834338BFEC1420206](https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/news/info/cc/2018/180828_2.pdf?la=ja-JP&hash=27CCAD918051561DCAC11A2834338BFEC1420206)>